（議長）
日程第８、報告第１号、令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。
報告内容については、お手元に配付の通りですので、説明を省略し、直ちに質問を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）
質疑希望ありませんので報告第１号については、以上で終わります。

（議長）
次に、日程第９から日程第１７については、令和７年度江差町各会計決算認定でありますので、認定第１号、令和７年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第９号、令和７年度江差町公共下水道事業会計決算の認定についてまでを一括として、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

（議長）
町長。

「町長」（提案説明）
ただいま一括上程となりました認定第１号、令和７年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第２号から第７号までの令和７年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第８号、令和７年度江差町水道事業会計決算の認定について、認定第９号、令和７年度江差町公共下水道事業会計決算の認定についてでございます。
９会計の、えぇ、歳入歳出決算につきまして、地方自治法第２３３条第３項及び地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。
認定第１号から９号まで、ご審議の上、ぎ、認定頂きますよう、よろしくお願い致します。

（議長）
以上で提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
ただいま一括議題となっております認定第１号から認定第９号につきましては、議長と監査、し、委員である小梅議員を除く９名の委員で構成する、令和７年度江差町各会計決算審査特別委員会を設置してこれを付託し、閉会中の継続審査とする事にし、また審査に当たっては、地方自治法第９８条第１項の規定による検閲検査の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声。）

（議長）

異議なしと認めます。

よって認定第１号から第９号については、令和７年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託する事に決定致しました。

決算審査特別委員会開催の為、１４時４０分まで休憩致します。

休憩　１４：１７

※　決算審査特別委員会の開催（議場）

再開　１４：４０

（議長）

休憩を閉じて再開致します。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告致します。

（議長）

委員長に塚本議員、副委員長に小野寺議員が互選されました。

また、決算審査特別委員会の開催日程につきまして、１０月の１３日から１５日の３日間との事ですので、付せて（正：併せて）ご報告致します。